

(大臣用)

2.7. 3. 2.4 (火) 参・外防委 小西 洋之 君 (民)

問5 「専守防衛」について、

(2) 専守防衛の定義にある「憲法の精神」の具体的内容如何。

(同旨 外務大臣、法制局長官)

1. 専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針です。

2. ご指摘の「憲法の精神」とは、憲法上、我が国が採ることのできる自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための「武力の行使」も、必要最小限度に限られることをいうものです。

主管：防衛政策局防衛政策課

合議：内閣官房国家安全保障局

(内閣法制局、外務省と調整済)

4. 「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」とは、「新三要件」、すなわち、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使すること」を満たす場合を含むものです。いずれにせよ、我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃の発生が大前提であり、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではありません。我が国防衛の基本的な方針として「専守防衛」を維持することに変わりはありません。

主管：防衛政策局防衛政策課

合議：内閣官房国家安全保障局

(内閣法制局、外務省と調整済)